

飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務  
公募型プロポーザル実施要項

### 1. 趣旨

飛騨市では、住民の安全安心を守る観点から緊急防災情報の提供について、アナログ防災行政無線施設を利用し情報伝達を行っているが、機器の老朽化により施設の更新を検討する段階に入っている。

施設の更新については、ただ単に防災行政無線施設を更新するのではなく、防災情報伝達方法の在り方について多面的に検討を行うことで、更なる住民の安全で安心な暮らしを確保することを目的とし「飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想」の策定を行いたいと考えている。

この実施要項は、その「飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務」に係る受注者を選定するための公募型プロポーザルの実施方法等、必要事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名：飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務
- (2) 業務内容：別紙「飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務仕様書」の通り
- (3) 業務期間：契約締結の日から令和5年3月20日まで

### 3. 業務見積額

本業務に係る経費は「5,060,000円（消費税及び地方消費税額を含む）」を上限とする。

### 4. 応募資格等

この公募型プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる事項を全て満たすものとし、複数の者で構成される共同企業体での参加は認めない。

- (1) 飛騨市入札参加資格者名簿「コンサルタント」に登録があること。
- (2) 建設コンサルタント「電気・電子部門」の登録があること。
- (3) 岐阜県内に本社、支店、営業所等を有していること。
- (4) 過去5年間（平成29年4月以降）で市町村が発注したデジタル防災行政無線同報系の設計業務に関する元請け実績があること。
- (5) 過去5年間（平成29年4月以降）で市町村が発注したブロードバンド施設（ケーブルテレビを含む）の設計業務に関する元請け実績があること。
- (6) 過去5年間（平成29年4月以降）で市町村が発注した防災情報システム（発令判断支援システム等の機能を含む）の設計業務に関する元請け実績があること。
- (7) 本業務に従事する技術者は、受注者と直接且つ恒常的な雇用関係が1年以上あり、次の資格を有する者を配置すること。
  - ① 管理技術者：第一級陸上無線技術士若しくは第一級陸上特殊無線技士
  - ② 照査技術者：技術士「電気・電子部門」
  - ③ 担当技術者：CATV総合監理技術者
- (8) 本業務は、戸別受信機の設置場所やケーブルテレビ加入者等の個人情報を取り扱う可能性があることから、受注者は契約時に適切な個人情報の取り扱いをするためプライバシーマーク（JIS Q 15001）若しくは、飛騨市からの情報の機密性、リスクに応じ

た適切な情報セキュリティのためのマネジメントシステム（ISO 27001）のいずれかを保有していること。

- (9) 飛騨市から入札参加資格停止等措置要領の規定に基づく資格停止措置を、参加申込書提出時点で受けていないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (11) 法人税・都道府県税および事業税・市町村税に滞納がないこと。
- (12) 過去 10 年以内に受託した官公庁の設計業務において、設計の誤りを特定され瑕疵担保責任を請求されたことがないこと。
- (13) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項または第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (14) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (15) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産開始の申し立てがなされていない者およびその開始決定がなされていない者であること。
- (16) 自己または自社の役員等その他経営に実質的に関与している者が、飛騨市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年飛騨市告示第 168 号）第 3 条の規定に該当しない者であること。

## 5. 関係資料の配布方法

本業務に関する関係資料の配布は、次の通りとする。

- (1) 飛騨市ホームページ (<http://www.city.hida.gifu.jp/>) からのダウンロードを原則とする。
- (2) 掲載期間：令和 4 年 6 月 6 日（月）～令和 4 年 6 月 17 日（金）午後 5 時まで
- (3) 掲載資料
  - ① 飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務公募型プロポーザル実施要領
  - ② 飛騨市防災行政無線デジタル化基本構想策定業務仕様書
  - ③ 参加申込書兼誓約書
  - ④ 各種様式
- (4) 説明会：この公募型プロポーザル及び本業務に関する説明会は開催しない。

## 6. 質疑の提出及び回答

- (1) 提出方法：質問書（様式 6）を電子メールで提出し、必ず電話で着信確認すること。  
なお、電話又は口頭、FAX による質問は受け付けない。  
E-Mail：kikikanri@city.hida.lg.jp
- (2) 提出期限：令和 4 年 6 月 15 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出先：飛騨市 総務部 危機管理課 危機管理係

(4) 回答方法：質問を受け次第、随時回答する。(平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

但し、質問の内容により、この公募型プロポーザルの公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正事項とみなすものとする。

## 7. スケジュール

項目	日程
公募期間	令和 4 年 6 月 6 日 (月) ～6 月 17 日 (金)
質疑受付締切	平成 4 年 6 月 15 日 (水) 午後 5 時まで
質疑に対する回答期限	令和 4 年 6 月 16 日 (木) を予定
参加申込書提出締切	令和 4 年 6 月 22 日 (水) 午後 5 時まで
参加資格確認通知 (予定)	令和 4 年 6 月 24 日 (金) までに電子メール通知
企画提案書提出締切	令和 4 年 6 月 27 日 (月) 午後 5 時まで
プロポーザル審査 (予定) (プレゼンテーション)	令和 4 年 7 月 4 日 (月)
選考結果通知・公表 (予定)	令和 4 年 7 月上旬頃
契約締結・業務開始 (予定)	令和 4 年 7 月中旬頃

※日程については、新型コロナウイルスの感染状況等により変更になる場合がある。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、プレゼンテーション審査は Web 会議 (Zoom 等) を用いて行う可能性がある。

なお、Web 会議で行う場合は、改めて参加者に連絡する。

## 8. 参加申込書等の提出方法

### (1) 提出書類

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

No.	様式	提出書類	部数	提出期限
1	様式 1	参加申込書兼誓約書	1 部	6 月 22 日
2	様式 2	法人概要書	1 部	
3		法人登記簿謄本 (発行 3 ヶ月以内のもの)	1 部	
4		直近年度の国税 (法人税及び消費税) 及び市町村の納税証明 (いずれも滞納 がないことが確認できる書類) (発行 3 ヶ月以内のもの)	1 部	
5		建設コンサルタント登録証の写し	1 部	
6		プライバシーマーク (JIS Q 15001) 認証資格の写し	1 部	
7		情報セキュリティマネジメントシステ	1 部	

No.	様式	提出書類	部数	提出期限
		ム (ISO 27001) 認証資格の写し		6月27日
8	様式3	実績調書	1部	
9		契約書等の写し	1部	
10	様式4	配置予定技術者調書	1部	
11		資格証の写し	1部	
12	様式5	企画提案提出書	1部	
13	任意	企画提案書	8部	
14	任意	業務見積書	1部	
15	任意	業務実施体制	1部	
16	任意	業務実施スケジュール	1部	

(2) 参加申込書兼誓約書、法人概要書、実績調書、技術者調書等  
(提出書類 No. 1～11)

- ① 提出期限：令和4年6月22日（水）午後5時まで
- ② 提出先：飛騨市 総務部 危機管理課 危機管理係
- ③ 提出方法：持参又は書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）  
※ この公募型プロポーザルへの参加は、参加申込書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなすものとする。  
なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届（様式7号）を提出すること。

(3) 参加資格確認通知

参加資格確認通知は、令和4年6月24日（月）までに随時、【様式1】参加申込書兼誓約書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(4) 企画提案提出書、企画提案書、業務見積書、業務実施体制、業務実施スケジュール等  
(提出書類 No. 12～16)

- ① 提出期限：令和4年6月27日（月）午後5時まで
- ② 提出先：飛騨市 総務部 危機管理課 危機管理係
- ③ 提出方法：持参又は書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

## 9. 企画提案書の作成方法

- (1) 企画提案書には、次の内容を記載すること。
  - ① 本業務の基本方針
  - ② 仕様書に基づいた具体的な企画内容
- (2) 形式はA4サイズとし、縦・横は問わない。
- (3) 頁数は20ページ以内とする。但し、A3サイズを使用する場合は、A4サイズに折込むこととし、2ページとしてカウントする。
- (4) 使用するフォントサイズは、10.5以上とし字体は問わない。但し、見やすい体裁とすること。

- (5) 印刷形態は、片面、両面、カラーは問わない。但し、見やすい体裁とすること。
- (6) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

## 10. 業務見積書の作成方法

業務見積書は、仕様書に掲げる業務について、着手から納品及び事業完了までの全てに要する経費とその内訳を明記することとし、消費税及び地方消費税の税額は別途明示すること。

なお、消費税及び地方消費税を含めた額が上限を超えてはならない。

## 11. 審査方法

この公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等に基づき、提出された企画提案書等について、飛騨市が設置するプロポーザル審査委員会が定めた審査基準により審査を行う。

### (1) プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者には、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

- ① 実施日：令和4年7月4日（月）（予定）
- ② 出席者：管理技術者を含む3人以内とする。
- ③ 内容：企画提案内容の説明及び質疑応答
- ④ 時間：1者につき40分以内（プレゼンテーション約30分、質疑約10分）
- ⑤ 使用機材：使用する備品等は、提案者で用意すること。

但し、プロジェクター、スクリーン等は、飛騨市で準備する。

### (2) 審査基準

企画提案書等の評価項目及び配点は、次の通りとする。

No.	評価項目	配点
1	企画提案内容の実現性	60
2	業務体制と実施スケジュール	20
3	同種業務の実績	15
4	業務見積書の妥当性	5
合計		100

### (3) 審査に関する留意事項

- ① プレゼンテーション審査は非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。
- ② プレゼンテーション審査は、提出書類に基づき行い、新たな配布資料は認めない。
- ③ 応募者多数の場合には、書類審査によりプレゼンテーション審査の参加者を3者程度に選定する場合がある。
- ④ プロポーザル審査委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、各審査委員の得点の合計が高い者から順に最優秀者1者及び次点1者を選定するものとする。
- ⑤ 各審査委員の得点を合計した平均点が60点未満の得点の者は選定しない。
- ⑥ 最高得点の者が同点の場合は、プロポーザル審査委員会において審査し順位を特定する。
- ⑦ 提案者が1者の場合も審査を実施し、各審査委員の得点を合計した平均点が60点以

上の場合は選定する。

(4) 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に文書で通知するとともに、最優秀者及び応募事業者数を飛騨市ホームページ(<http://www.city.hida.gifu.jp/>)上で公表する。  
なお、結果に対する異議は一切受け付けられないものとする。

## 12. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨の単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用の負担

応募の際に必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出された書類について、差し替えおよび再提出はできないものとする。

(4) 提出書類の取り扱い

- ① 提出された書類は、飛騨市情報公開条例（平成 16 年条例第 14 号）の規定に基づき、個人情報等を除いて第三者に開示できるものとする。

但し、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、この公募型プロポーザルの受注者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

- ② 提出書類は、応募を取り下げされる場合を除き返却しないものとする。  
③ 提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。  
④ 飛騨市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。  
⑤ 提案者から提供された従業員等の個人情報は、この公募型プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いないこととする。  
⑥ 個人情報の取扱いは、飛騨市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づくものとする。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その時点で失格とし選定対象から除外する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合  
② 必要な提出書類を期限までに提出しなかった場合  
③ 提出書類に虚偽の記載があった場合  
④ 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合  
⑤ 業務見積書の金額が「3 業務見積額」を超過した場合

## 13. 担当課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 2 2 号

飛騨市 総務部 危機管理課 危機管理係

T E L : 0577-62-8902 (直通)

E-Mail : kikikanri@city.hida.lg.jp